



四国税理士会報

第462号
2024.8.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

部・委員会だより ～綱紀監察部～
東京会との意見交換会
公益活動対策部ニュース
広報部ニュース



海上自衛隊護衛艦
「あさぎり」

撮影者 高松支部
石川 寛記



ホームページのQRコードはこちら

|||| 広報部ニュース |||||

四国税理士会会報誌表紙写真募集！

広報部では、四国会会報誌に掲載する表紙写真を会員の皆様から募集します。奮ってご応募ください。



- ◆ 募集締切日 毎月10日 次月号掲載予定
- ◆ 写 真 A4版以上の大きさのデジタルデータによるカラー写真（テーマは自由ですが、季節感のあるもので四国内のお写真並びに未発表のものに限らせていただきます。）
- ◆ 応募方法 四国会ホームページ【会員専用ページ】の「掲示板」よりご応募をお願いします。ご応募の際は、「タイトル、支部名、氏名、撮影月」を記載していただき、50字程度の「コメント」を添えてご応募ください。
※投稿方法の詳細につきましては、掲示板内「投稿方法（※はじめにこちらをご覧ください）」に記載しております。
http://skz.it-kagawa.net/gwbbs/docs?title_id=23
- ◆ 選 考 お送りいただいた写真のうち1点を次月号の会報誌に掲載させていただきます。（広報部にて選考）
- ◆ そ の 他 ご不明な点は四国会事務局（TEL 087-823-2515）までご連絡ください。



東京税理士会と四国税理士会との意見交換会を開催



令和6年7月4日、ANAクラウンプラザホテル松山において「東京税理士会と四国税理士会との意見交換会」を開催した。

この意見交換会は、東京会及び四国会が税理士の会務、情報及び税理士会としての意見を交換することにより、両会における円滑な会務に資することを目的としたもので、東京会からは足達会長をはじめ10名、四国会からは浜崎会長をはじめ13名の両会役員等23人が出席した。

初めに東京会からの議題により「会務におけるハラスメント防止策について」の意見交換が行われた。東京会は、日税連のハラスメントに関する防止規程を各支部に伝え、研修を実施している。また、女性が会務に参加しやすい環境を作るため相談窓口を案内していることがわかった。四国会においても、ハラスメント防止策の研修を実施することを検討することとした。

次に四国会からの課題により「デジタルフォーラムについて」の意見交換が行われた。四国会においては令和6年12月5日サンポート高松において「デジタルフォーラム」を開催する予定である。東京会においては、平成10年より「税理士情報フォーラム」として例年開催していることを知り、「デジタルフォーラム」を成功する上での取り組みについて意見交換した。出展社及び研修開催などの具体的内容も共有することができ、今後の課題にむけての議論ができた。そのほか、東京会会員のうち、約8割がメール登録をしていることがわかり、今後の四国会の目標にしたいと話し合った。

初めての両会の意見交換会だったが、現状と今後の課題を中心とした成果ある意見交換ができた。最後に四国会杉田副会長による閉会あいさつにより、滞りなく終了した。

広報部長 秋山 千枝

税の広場

高速道路利用に係る電子帳簿保存法及び適格簡易請求書の保存方法

電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係 令和6年6月）
（高速道路利用に係る電子帳簿保存法）

【問】 高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、消費税法上、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書と利用した高速道路会社などの任意の一取引に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えない取扱いとなっていますが、電子帳簿保存法上はどのような取扱いとなりますか。

【答】 帳簿書類の保存義務の前提として、申告納税制度の下で適正な申告を実現するためには納税者による日々の取引に関する記録の保存が重要であり、取引に関して受領した領収書等の書類は、所得税法及び法人税法上、保存する義務があります。もっとも、ETCの利用証明書については、納税者が必要に応じて自ら必要な範囲を指定してウェブ上で発行してもらうものであり、必ずしも利用証明書の全てを納税者が受領しているものではありません。このため、所得税法及び法人税法上、このように、納税者が受領していない利用証明書についてまで、あえて発行を受け、ダウンロードして保存する必要はありません。ただし、消費税法における仕入税額控除を適用するために、任意の一取引に係る利用証明書の発行を受けた（ダウンロードした）場合（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A）には、その利用証明書自体は取引に関して受領した書類に該当することから、これを電子帳簿保存法の要件を満たして保存する必要があることにご注意ください。

引用：電子帳簿保存法一問一答（Q&A）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～
国税庁（nta.go.jp）【電子取引関係】（令和6年6月）【問40-3】

よくある質問Q&A

四国会ホームページ「税理士の方へ」の ID・パスワードについて

Q：質問内容

四国会ホームページにおいて、「税理士の方へ」のページに入室するには、どのようにすればよいですか？

A：回答

四国会では、当該サイト内に「税理士の方へ」を設置し、下記の共通のユーザー名(ID)とパスワードで管理されています。ご利用の際、ユーザー名とパスワードを求められた場合は、下記をご利用ください。

【ユーザー名及びパスワード】

ユーザー名 (ID) taxskz (半角小文字) パスワード taxskz (半角小文字)

消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A
 (高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法)


【問】 当社では高速道路を頻繁に利用するのですが、高速道路利用について、いわゆるETCシステムを利用し、後日、クレジットカードにより料金を精算しています。この場合、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書の保存により仕入税額控除を行うことはできますか。【令和5年10月追加】 【令和6年4月改訂】

【答】 クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、また、課税資産の譲渡等の内容や適用税率など、適格請求書の記載事項も満たしませんので、一般的に、適格請求書には該当しません。そのため、高速道路の利用について、有料道路自動料金収受システム（ETCシステム）により料金を支払い、ETCクレジットカード（クレジットカード会社がETCシステムの利用のために交付するカードをいい、高速道路会社が発行するETCコーポレートカード及びETCパーソナルカードを除きます。）で精算を行った場合に、支払った料金に係る仕入税額控除の適用を受けるには、原則、高速道路会社が運営するホームページ（ETC利用照会サービス）から通行料金確定後、適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録（以下「利用証明書」といいます。）をダウンロードし、それを保存する必要があります。

他方、高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書（個々の高速道路の利用に係る内容が判明するものに限り、また、取引年月日や取引の内容、課税資産の譲渡等に係る対価の額が分かる利用明細データ等を含みます。）と、利用した高速道路会社及び地方道路公社など（以下「高速道路会社等」といいます。）の任意の一取引（複数の高速道路会社等の利用がある場合、高速道路会社等ごとに任意の一取引）に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えありません。

引用：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A
 国税庁 (nta.go.jp) 【問103】

毎年10月は加入促進強化月間です。



詳しくはこちら

(独)勤労者退職金共済機構
 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
 FAX (03) 5955-8211

簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

有利

- 掛金は全額非課税助成
- 掛金の一部を国が

安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

中退共の
退職金制度なら

退職金

社長の決断、
応援します。

パートタイマーさんや家族従業員も加入できます



四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索